

2020年9月7日

会員 各位

ベトナム日本商工会議所
ダナン日本商工会議所
ホーチミン日本商工会議所

在越日本商工会議所による今後のベトナム入国支援について

平素はベトナム日本商工会議所、ダナン日本商工会議所及びホーチミン日本商工会議所（以下、「在越日本商工会議所」）の活動にご支援・ご協力を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、在越日本商工会議所は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴うベトナムへの外国人の入国規制を受けて、会員企業の駐在員等を対象に日本からベトナムへの入国支援を実施してまいりました。これまでに計3回の団体渡航を組成し、約1,100名の方々の入国が実現いたしました。本件につきまして、ベトナム政府機関、在ベトナム日本国大使館の皆様をはじめ、多大なご支援・ご尽力を賜りました全ての皆様に心より御礼を申し上げます。

今後の在越日本商工会議所によるベトナム入国支援につきましては、5月23日付「Covid-19感染症予防対策国家指導委員会公文第2847号」（以下、「2847号方式」）に基づき、各企業様が独自に各種入国許可を取得する形でベトナムへの入国が可能となり、現時点で相当数の入国実績が蓄積されたこと、また、ベトナム政府による外国人入国制限の緩和に向けた直近の検討動向等を勘案し、団体渡航形式によるベトナム入国支援を当面見合わせるものといたします。

2847号方式による入国手順の詳細につきましては、下記の在ベトナム日本国大使館ウェブサイトに掲載されておりますので、そちらをご参照ください。

<ご参考>ベトナムへの入国を希望する皆さまへ（在ベトナム日本国大使館）

https://www.vn.emb-japan.go.jp/itpr_ja/20200731nyuukoku.html

また、2847号方式に係る入国支援サービスを提供されている航空会社様、旅行代理店様、コンサルティング会社様等もいらっしゃいますので、会員各社様にて適宜お問い合わせください。

在越日本商工会議所としましては、引き続き、ベトナム入国に係る今後の状況を注視しながら支援のあり方を検討してまいります。

以上